

# 重要事項説明書

## (指定介護予防支援第1号介護予防支援)

### 1. 受託法人

名称	公益社団法人長崎県看護協会		
代表者	会長 日野出 悦子		
住所	長崎県諫早市永昌町23-6		
電話	0957-49-8050	FAX	0957-49-8056

### 2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が日常生活を営むために、必要な保健・医療・福祉のサービスを適切に利用できるように、介護予防サービス計画・介護予防ケアプラン（以下「介護予防サービス計画等」という。）を作成し、指定介護予防サービス、諫早市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）等の実情を把握・報告する。
運営の方針	① 利用者が、可能な限り自宅で生活できるように支援する。 ② 指定介護予防サービス・総合事業等を、効率的に利用できるよう多様なサービスや介護予防の取り組みを積極的に活用できるよう支援する。 ③ 利用者及びその家族に、適切かつ十分な情報を提供し、自己選択できるように配慮する。 ④ 指定介護予防サービス・総合事業等の提供が確保されるよう関連機関との連携に努める。

### 3. ご利用の事業所

事業者の名称	諫早市東部地域包括支援センター		
指定事業所番号	指定介護予防事業所番号 第4200400051号		
事業者の所在地	諫早市高来町三部壺 528 （諫早市役所高来支所内2階）		
管理者	原口 みちる		
電話番号	0957-32-6556	FAX	0957-32-6566
実施地域	長田中学校区： 小豆崎町、西里町、中田町、御手水町、大場町、 白木峰町、長田町、正久寺町、高天町、白浜町、 白原町、猿崎町 高来中学校区： 高来町全域 小長井中学校区： 小長井町全域		
受付時間	月曜～金曜（土・日・祭日休み）※12/29～1/3は休み 9：00～17：00まで ※24時間連絡は可能		

#### 4. 職員体制

管理者兼 保健師	1名
主任兼 主任介護支援専門員	1名
主任介護支援専門員	2名
社会福祉士	1名
介護支援専門員	2名
生活支援コーディネーター	1名
認知症地域支援推進員	1名
事務職員	1名

#### 5. 職員研修

地域包括支援センター職員として、介護支援専門員としての質の向上のため、定められた研修、その他の研修会へ参加しています。

#### 6. 利用料

介護予防支援事業(介護予防サービス計画作成)については、自己負担はありません。

#### 7. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができますものとし）を定期的で開催するとともに、その結果について地域包括支援センター職員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 地域包括支援センター職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止に関する責任者を選定しています。責任者は管理者：(原口みちる)です。
- ⑤ サービス事業所従事者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人など）による虐待を受けたと思われる利用者を発見、報告があった場合は速やかにこれを市町村に通報します。

#### 8. 暴力・ハラスメントの防止

事業所は、ハラスメント（精神的・身体的・性的）が発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所においてハラスメント対策の基本方針を定め、いかなる場合でもハラスメントは許されないことを職員に周知します。
- ② 事業所の方針を利用者へ事前に説明し、理解を得るようにします。
- ③ 利用者またはその家族からの暴力やハラスメントが発生した時には、的確に対応します。
- ④ ハラスメントによって利用者の継続的で円滑なサービス提供が損なわれることがないように、職員の接遇や対応について研修を行います。

## 9. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、地域包括支援センター職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

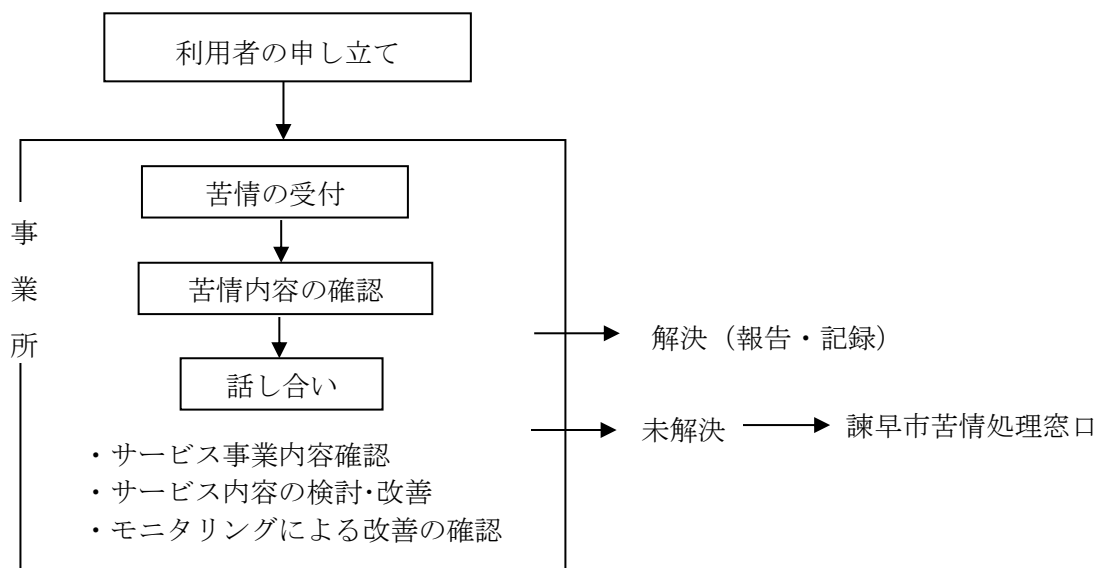
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、地域包括支援センター職員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 地域包括支援センター職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

## 11. 苦情・相談のための概要

利用者からの相談または苦情に対応する連絡先

連絡先名	連絡先	担当者（部）
諫早市東部地域包括支援センター	0957 - 32 - 6556	原口 みちる
諫早市役所	0957 - 22 - 1500	地域包括ケア推進課
長崎県国民健康保険団体連合会	095 - 826 - 1599	苦情相談窓口

### 処理体制・手順



支援にあたっては定期的にモニタリングしながら利用者の満足度を確認していきます。

## 1 2. 事故発生の防止及び発生時の対応

事業所は、事故の発生、その再発を防止するための対応、事故発生時の対応について次の各号に掲げる措置講じるよう努めます。

- ①事業所における事故の発生、または再発を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果を地域包括支援センター職員に周知徹底します。
- ②事業所は、利用者に対する指定介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ③事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について上司に報告するとともに記録します。

## 1 3. 虐待の防止について

虐待防止に関する対策 人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

## 1 4. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。